

荷役作業における労働災害の発生状況

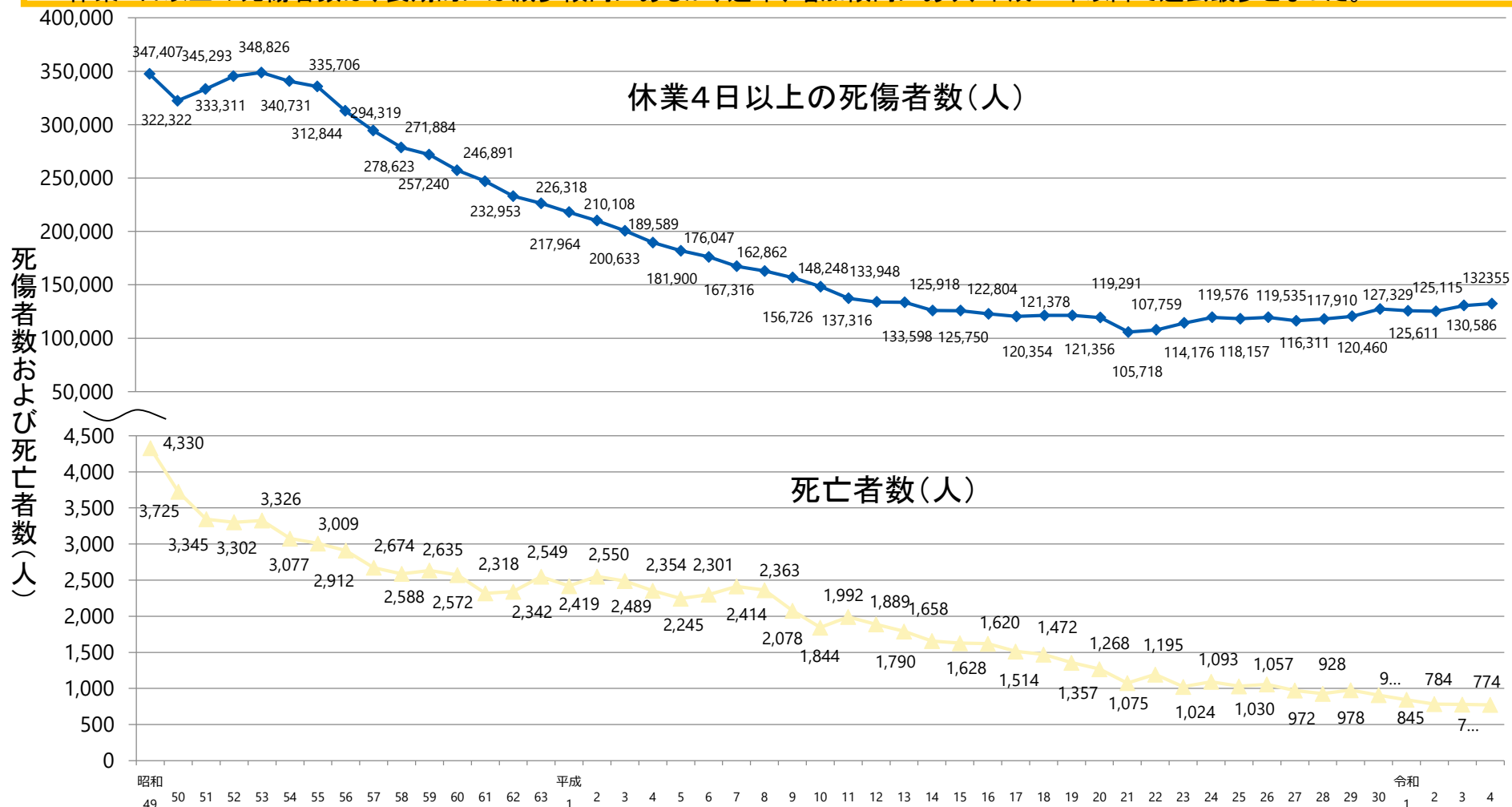
令和5年6月16日

足利労働基準監督署

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

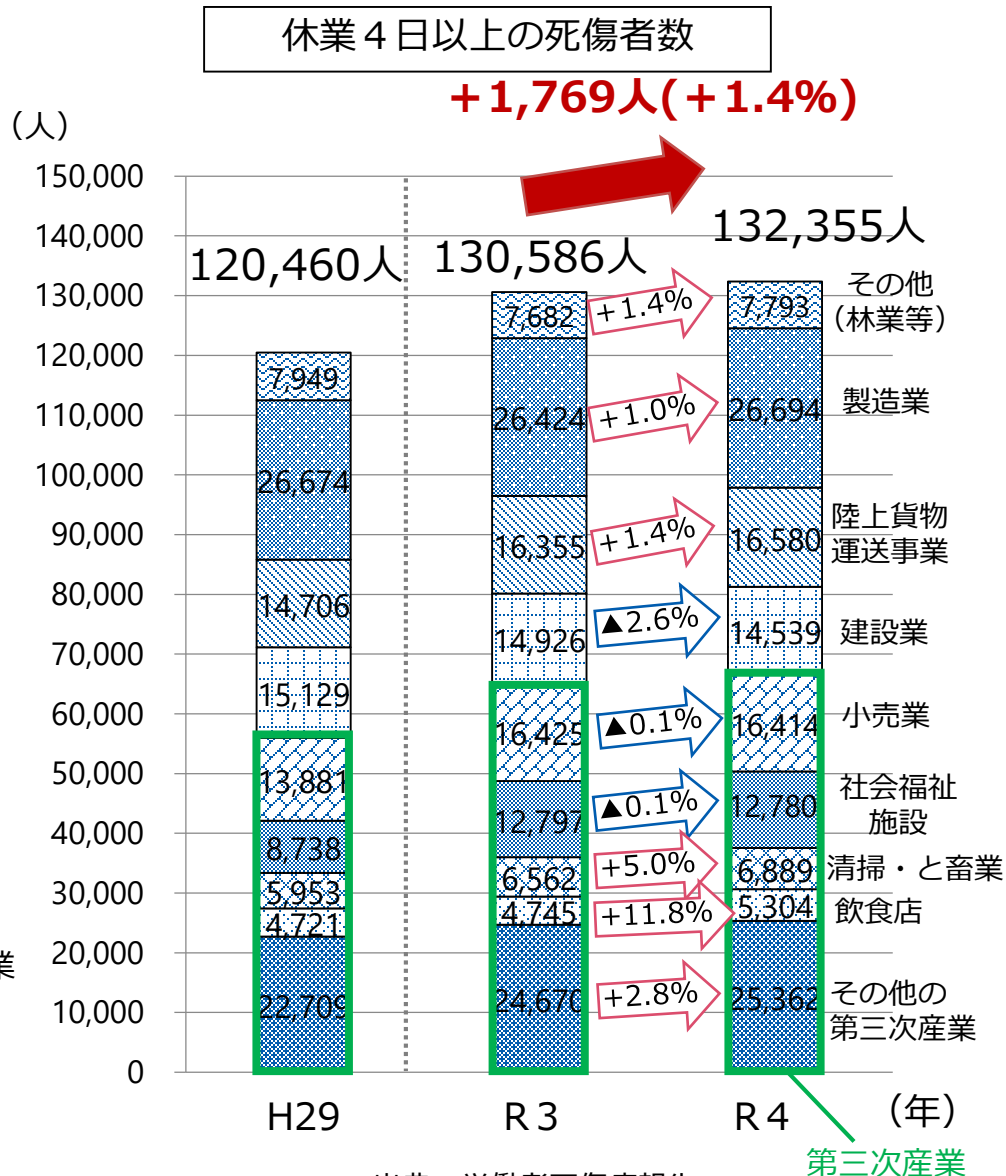
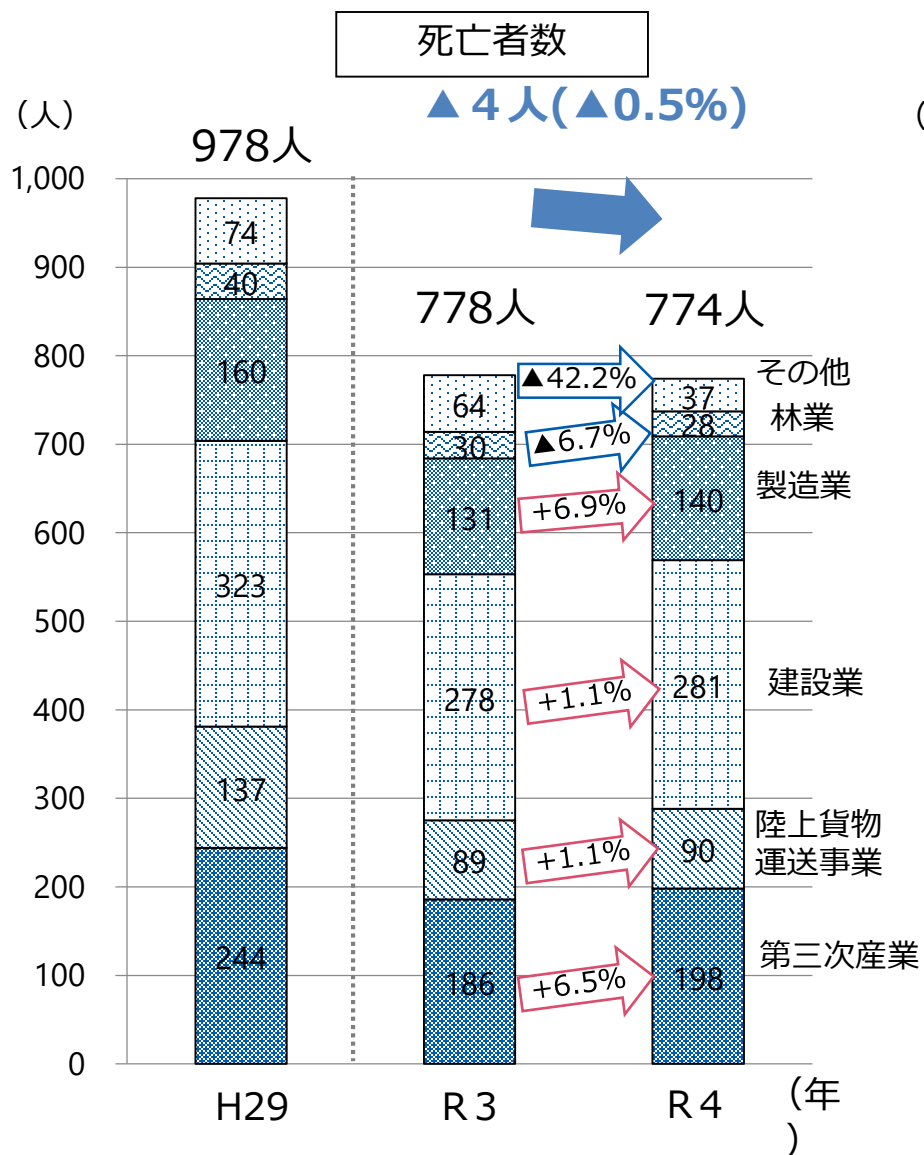
労働災害による死亡者数・死傷者数の推移（全国）

- ・ 死亡者数は、平成29年以降減少傾向を維持している。
- ・ 休業4日以上の死傷者数は、長期的には減少傾向にあるが、近年、増加傾向にあり、平成14年以降で過去最多となった。

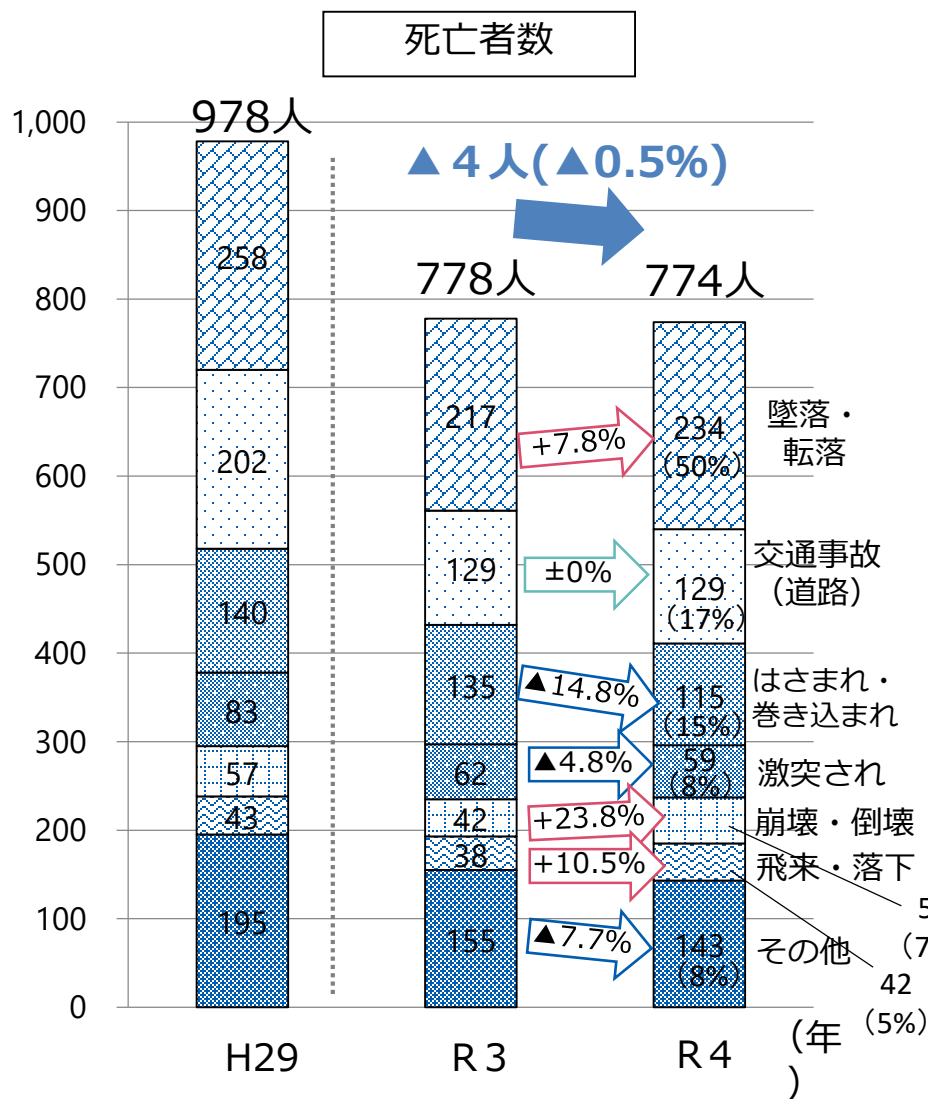


出典：平成23年までは、労災保険給付データ(労災非適用事業を含む)、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 平成24年からは、労働者死傷病報告、死亡災害報告より作成
 ※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

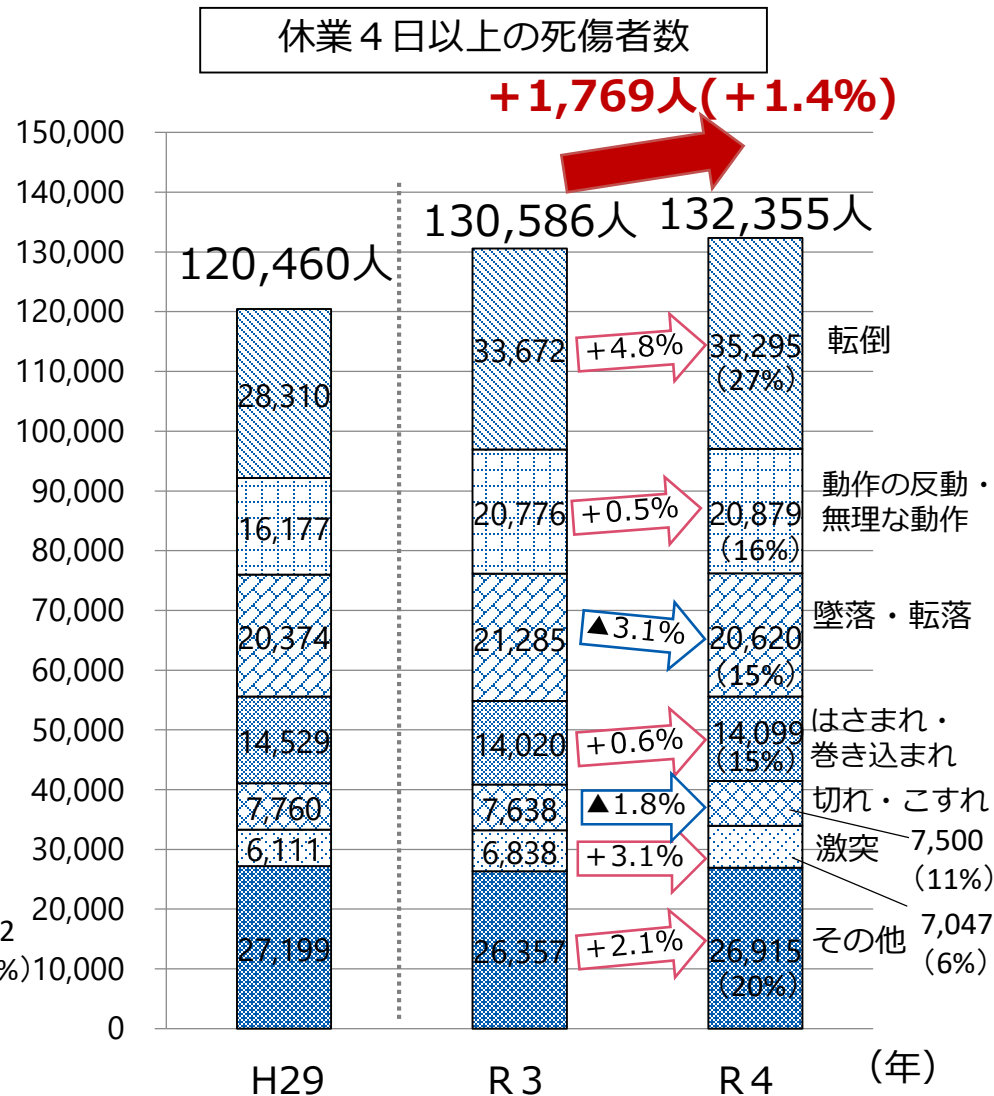
令和4年 業種別労働災害発生状況（全国確定値）



令和4年 事故の型別労働災害発生状況（全国確定値）



出典：死亡災害報告

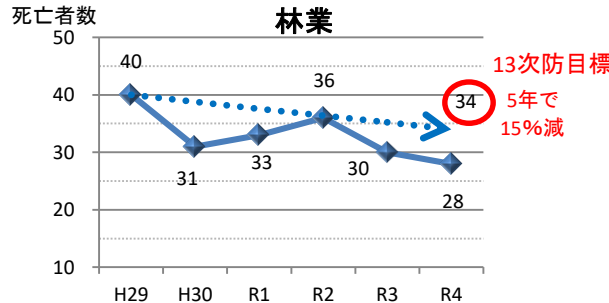
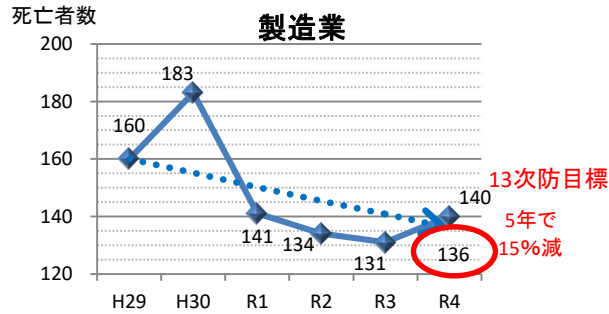
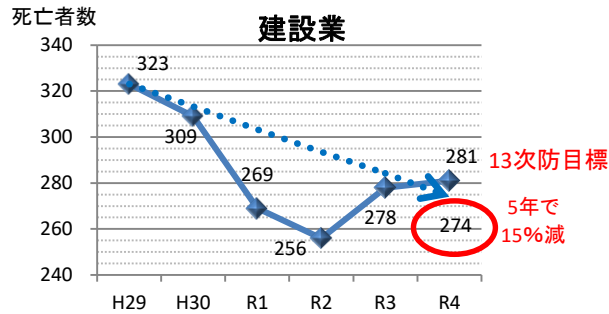
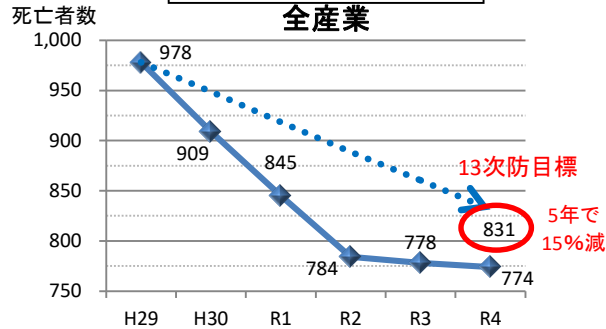


出典：労働者死傷病報告

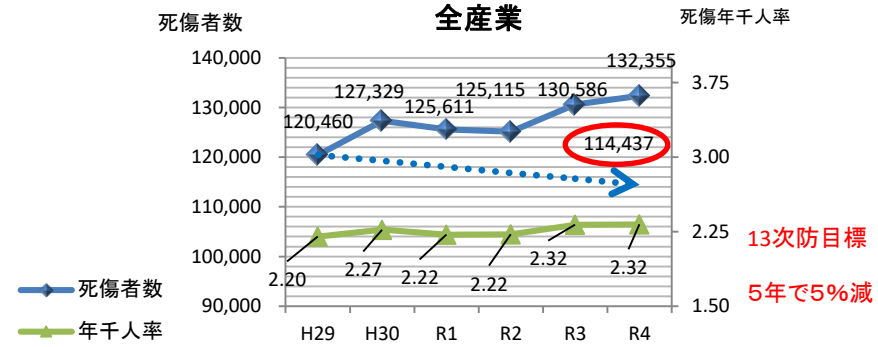
※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

第13次労働災害防止計画の達成状況(令和4年確定値)

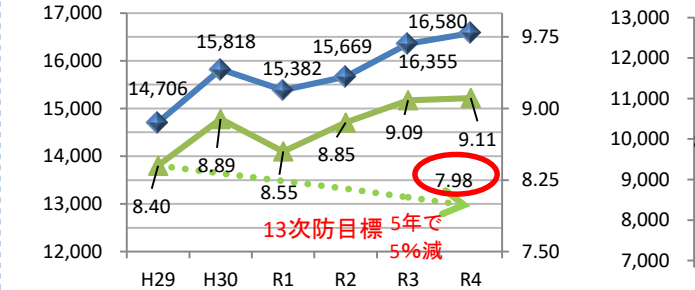
死亡者数



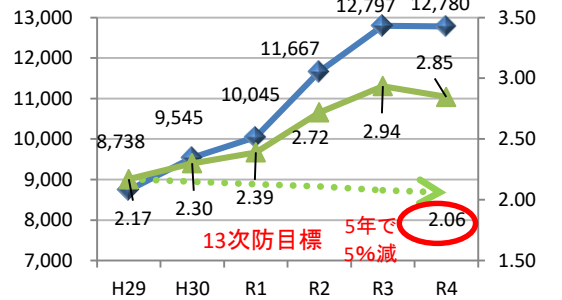
休業4日以上の死傷者数



陸上貨物運送事業



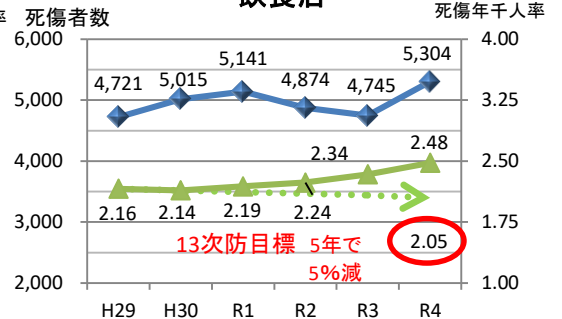
社会福祉施設



小売業



飲食店



※新型コロナウイルス感染症へのり患による労働災害を除いたもの。

第14次労働災害防止計画案（概要） 令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

○ 計画の方向性

- 厳しい経営環境等様々な事情について、それらをやむを得ないとせず、**安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって経営や人材確保・育成の観点からもプラス**であると周知する等、**事業者による安全衛生対策の促進**と**社会的に評価される環境の整備**を図っていく
- 引き続き、中小事業者なども含め、事業場の規模、雇用形態や年齢等によらず、**どのような働き方においても、労働者の安全と健康を確保する**とともに、誠実に安全衛生に取り組まず労働災害の発生を繰り返す事業者に対しては厳正に対処する。

○ 8つの重点対策

高年齢労働者の
労働災害防止対策
の推進

自発的に安全衛生対策
に取り組むための
意識啓発

労働者の作業行動に
起因する労働災害防止
対策の推進

社会的に評価される環境整備、
災害情報の分析強化、DXの推進

業種別の労働災害防止
対策の推進

陸上貨物運送事業、
建設業、製造業、林業

多様な働き方への対応
や外国人労働者等の労働
災害防止対策の推進

個人事業者等に対する
安全衛生対策の推進

労働者の健康確保対策
の推進

メンタルヘルス、過重労働、
産業保健活動

化学物質等による健康
障害防止対策の推進

化学物質、石綿、粉じん
熱中症、騒音、電離放射線

第14次労働災害防止計画案（概要）

令和5年（2023年）4月1日～令和10年（2028年）3月31日

【計画の目標】 重点事項における取組の進捗状況を確認する指標（アウトプット指標）を設定し、アウトカム（達成目標）を定める。

主なアウトプット指標

主なアウトカム指標

○労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

・転倒災害対策（ハード・ソフトの両面からの対策）に取り組む事業場の割合を50%以上とする。等

・転倒の年齢層別死傷年千人率を男女ともその増加に歯止めをかける。

○高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく取組を実施する事業場の割合を50%以上とする。

・60歳代以上の死傷年千人率を2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。

○労働者の健康確保対策の推進

・メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を2027年までに80%以上とする 等

・仕事等に関する強い不安、ストレス等がある労働者の割合を50%未満とする。

死亡災害：5%以上減少

死傷災害：増加傾向に歯止めをかけ2027年までに減少

計画の重点対策

自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境整備（安全衛生に取り組むことによる経営や人材確保・育成の観点からの実利的なメリット等について周知）
- ・労働安全衛生におけるDXの推進（ウェアラブル端末等の新技術の活用及びその機能の安全性評価についてエビデンスの収集・検討） 等

労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・中高年齢の女性を始めとして高い発生率となっている転倒等につき、災害防止に資する装備や設備等の普及のための補助、開発促進を図る。
- ・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）等の腰痛の予防対策の普及を図る。 等

高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・「エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）」に基づく対策の促進（エッセンス版の作成等による周知啓発）

労働者の健康確保対策の推進

- ・メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進 等

他、計8つの重点を定め対策を推進

第14次労働災害防止計画計画案 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(ア) 労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 転倒災害対策（ハード・ソフト両面からの対策）に取り組む事業場の割合を2027年までに50%以上とする。・ 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。・ 卸売業・小売業／医療・福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率を2027年までに80%以上とする。（再掲）・ 介護・看護作業において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。	<ul style="list-style-type: none">・ 増加が見込まれる転倒の年齢層別死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。・ 転倒による平均休業見込日数を2027年までに40日以下とする。・ 増加が見込まれる社会福祉施設における腰痛の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに減少させる。
<p>(イ) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組を実施する事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	<ul style="list-style-type: none">・ 増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率を2022年と比較して2027年までに男女ともその増加に歯止めをかける。
<p>(ウ) 多様な働き方への対応、外国人労働者等の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 母国語に翻訳された教材、視聴覚教材を用いるなど外国人労働者に分かりやすい方法で災害防止の教育を行っている事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	<ul style="list-style-type: none">・ 外国人労働者の死傷年千人率を2027年までに全体平均以下とする。
<p>(エ) 業種別の労働災害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none">・ 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場（荷主となる事業場を含む。）の割合を2027年までに45%以上とする。	<ul style="list-style-type: none">・ 陸上貨物運送事業の死傷者数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none">・ 墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む建設業の事業場の割合を2027年までに85%以上とする。	<ul style="list-style-type: none">・ 建設業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none">・ 機械による「はさまれ巻き込まれ」防止対策に取り組む製造業の事業場の割合を2027年までに60%以上とする。	<ul style="list-style-type: none">・ 製造業における機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害件数を2027年までに2022年と比較して5%以上減少させる。
<ul style="list-style-type: none">・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する林業の事業場の割合を2027年までに50%以上とする。	<ul style="list-style-type: none">・ 林業の死亡者数を2027年までに2022年と比較して15%以上減少させる。

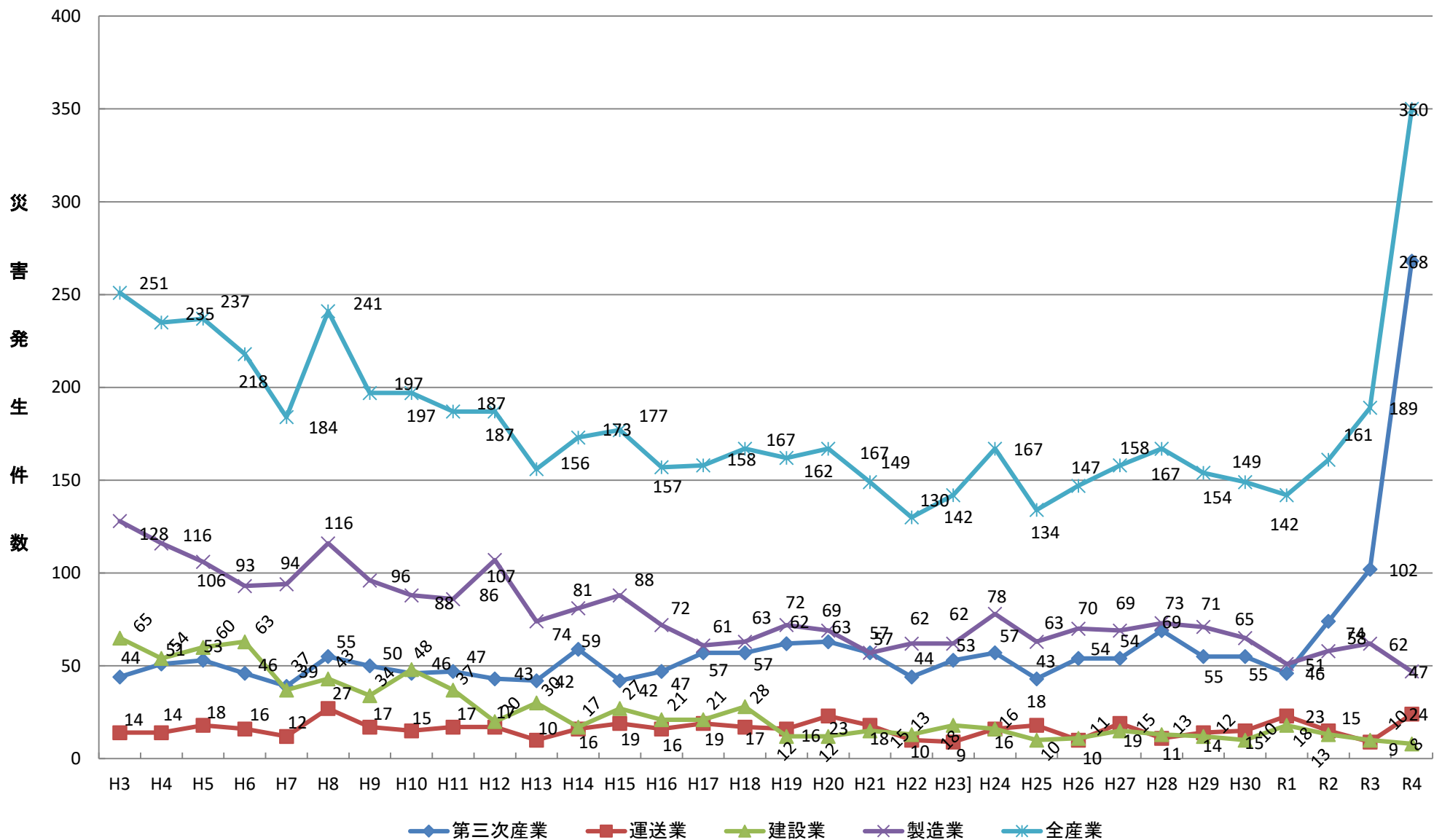
第14次労働災害防止計画計画案 アウトプット指標とアウトカム指標

アウトプット指標	アウトカム指標
<p>(オ) 労働者の健康確保対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>企業における年次有給休暇の取得率を2025年までに70%以上とする。</u> ・ <u>勤務間インターバル制度を導入している企業の割合を2025年までに15%以上とする。</u> ・ <u>メンタルヘルス対策に取り組む事業者の割合を2027年までに80%以上とする</u> ・ <u>50人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を2027年までに50%以上とする。</u> ・ <u>必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を2027年までに80%以上とする</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>週労働時間40時間以上である雇用者のうち、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を2025年までに5%以下とする。</u> ・ <u>自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者の割合を2027年までに50%未満とする。</u> ・ <u>(指標は立てず) 労働者の健康障害全般の予防につながり、健康診断有所見率等が改善することを期待</u>
<p>(カ) 化学物質等による健康障害防止対策の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>労働安全衛生法第57条及び第57条の2に基づくラベル表示・SDSの交付の義務対象となっていないが、危険性有害性が把握されている化学物質について、ラベル表示、SDSの交付を行っている事業場の割合を2025年までにそれぞれ80%以上とする。</u> ・ <u>労働安全衛生法第57条の3に基づくリスクアセスメントの実施の義務対象となっていないが、危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を2025年までに80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を実施している事業場の割合を2027年までに80%以上とする。</u> ・ <u>熱中症災害防止のために暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を2023年と比較して2027年までに増加させる。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>化学物質の性状に関連の強い死傷災害（有害物等との接触、爆発、火災によるもの）の件数を2018年から2022年までの5年間と比較して、2023年から2027年までの5年間で、5%以上減少させる。</u> ・ <u>増加が見込まれる熱中症による死者数の増加率※を第13次労働災害防止計画期間と比較して減少させる。</u> <p style="text-align: right;"><small>※当期計画期間中の総数を前期の同計画期間中の総数で除したもの</small></p>

上記のアウトカム指標の達成を目指した場合、死傷災害全体としては、以下のとおりの結果が期待される。

- ・ 死亡災害については、2022年と比較して、2027年においては、5%以上減少する
- ・ 死傷災害については、2021年までの増加傾向に歯止めをかけ、死傷者数については、2022年と比較して2027年までに減少に転ずる

足利労働基準監督署管内における労働災害の推移



令和4年業種別労働災害発生状況

足利労働基準監督署

	令和3年		令和4年		増減数		増減率(%)	構成比(%)
	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡		
全産業計	189	0	350	0	161	0	85.2	100.0
製造業計	62		47		-15		-24.2	13.4
食料品製造業	9		16		7		77.8	4.6
繊維製品製造業	4		2		-2		-50.0	0.6
木材木製品製造業	1		0		-1		-100.0	0.0
家具装備品製造業	0		0				±0	0.0
化学工業	12		6		-6		-50.0	1.7
うちプラスチック製品製造業	9		5		-4		-44.4	1.4
窯業土石製品製造業	0		2		2		+∞	0.6
金属製品製造業	13		8		-5		-38.5	2.3
一般機械器具製造業	1		1		0		±0	0.3
電気機械器具製造業	1		0		-1		-100.0	0.0
輸送用機械器具製造業	8		3		-5		-62.5	0.9
上記以外の製造業	13		9		-4		-30.8	2.6
土石採取業	0		0				±0	0.0
建設業計	10		8		-2		-20.0	2.3
土木工事業	2		2		0		±0	0.6
建築工事業	4		6		2		50.0	1.7
うち木造建築工事関連事業	0		1		1		+∞	0.3
その他の建設業	4		0		-4		-100.0	0.0
交通運輸業計	1		0		-1		-100.0	0.0
道路貨物運送・貨物取扱い業計	9		24		15		166.7	6.9
林業	1		1		0		±0	0.3
農業・畜産業・水産業	4		2		-2		-50.0	0.6
第三次産業計	102		268		166		162.7	76.6
小売業	17		17		0		±0	4.9
社会福祉施設	44		181		137		311.4	51.7
飲食店	5		4		-1		-20.0	1.1

(注) 1.本表は、労働者死傷病報告に基づく休業4日以上の労働災害件数を集計したもの、
2.死亡件数は内数である。

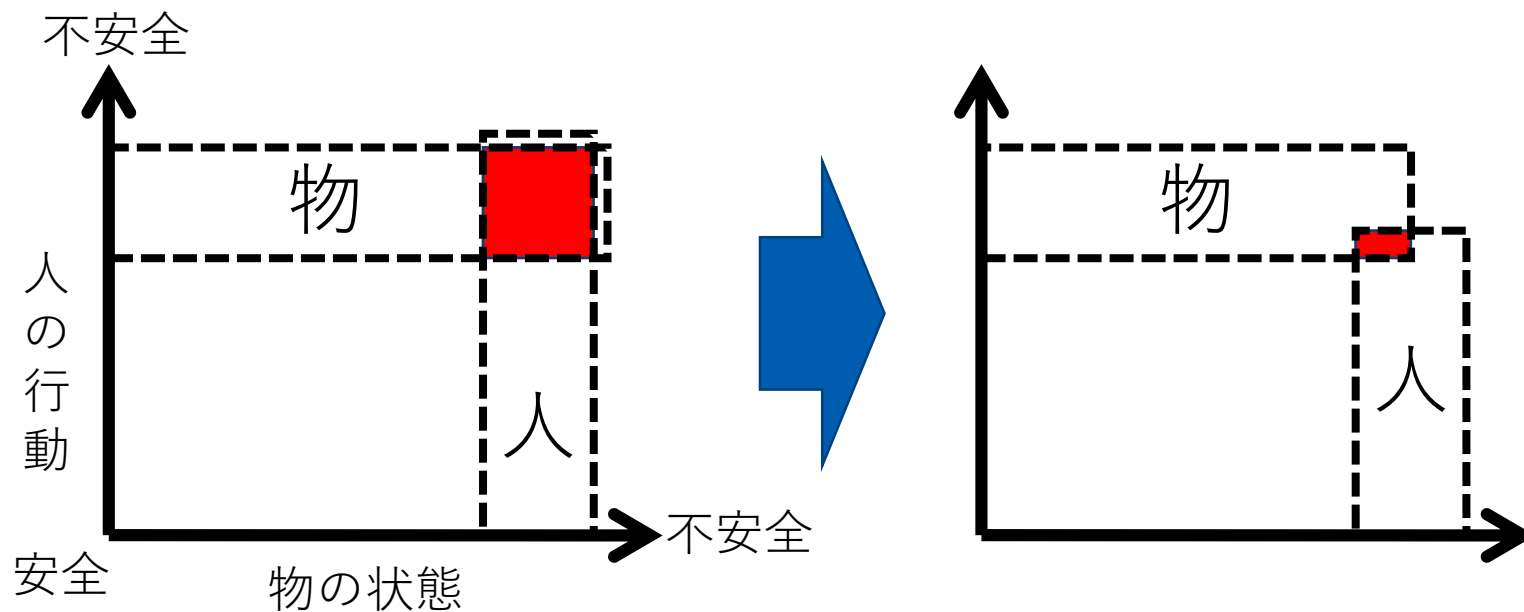
足利労働基準監督署

	令和3年		令和4年		増減数		増減率(%)	構成比(%)
	死傷者	死亡	死傷者	死亡	死傷者	死亡		
商業	22		24		2		9.1	9.0
各種商品小売	1		2		1		100.0	0.7
新聞販売	4		3		-1		-25.0	1.1
金融広告業	1		8		7		700.0	3.0
金融業	1		8		7		700.0	3.0
広告・あっせん					0		±0	0.0
映画演劇業					0		±0	0.0
通信業	5		5		0		±0	1.9
教育研究業	1		6		5		500.0	2.2
保健衛生業	55		205		150		272.7	76.5
医療保健業	11		24		13		118.2	9.0
社会福祉施設	44		181		137		311.4	67.5
接客娯楽業	9		8		-1		-11.1	3.0
ゴルフ場	1				-1		-100.0	0.0
旅館業	1		2		1		100.0	0.7
清掃・と畜業	3		8		5		166.7	3.0
ビル清掃			2		2		+∞	0.7
その他の事業	6		4		-2		-33.3	1.5
警備業	6		2		-4		-66.7	0.7
合計	102		268		166		162.7	100.0

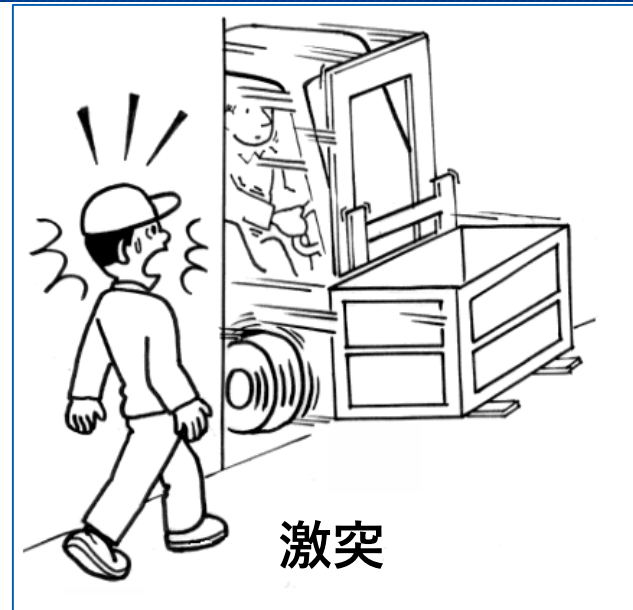
(注) 1.本表は、労働者死傷病報告に基づく休業4日以上の労働災害件数を集計したもの、
2.死亡件数は内数である。

労働災害発生のメカニズム

- ▶ 労働災害は、「物」と「人」との接触によって発生
- ▶ 「物」の「不安全状態」、「人」の「不安全行動」をなくすことにより、災害を防ぐことが可能
- ▶ 安全な「状態」や「行動」を維持するためには、設備の点検や労働者への教育等の「管理的対策」も重要



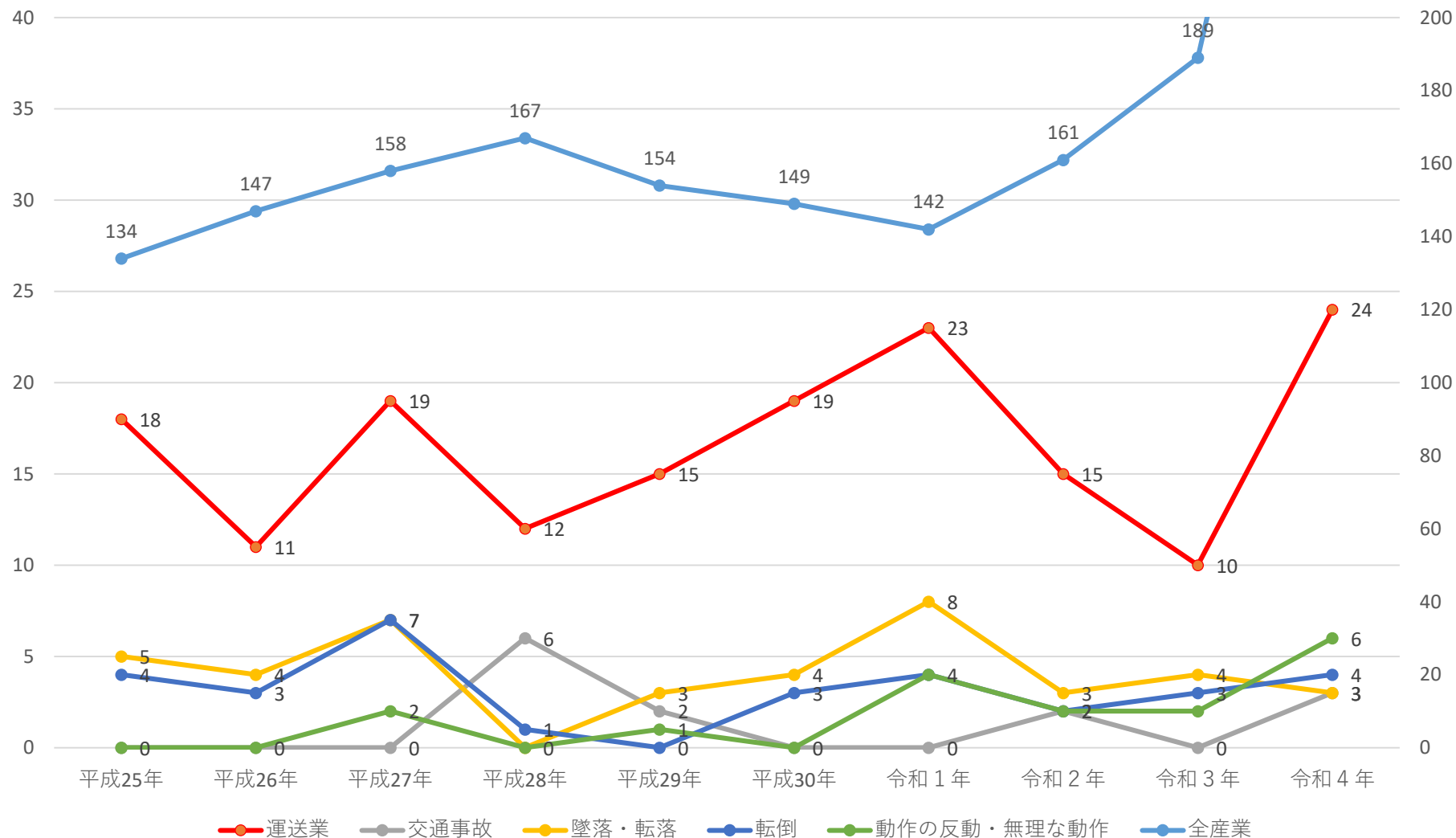
事故の型とは



運送業事故の型・起因物別労働災害発生状況

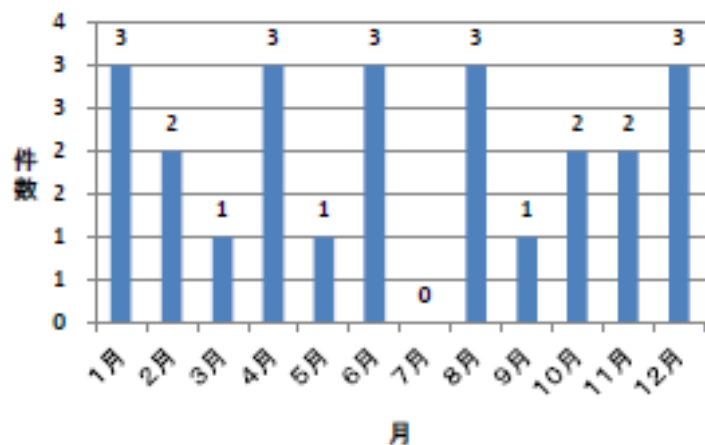
起因物	原動機	動力伝導機構	木材加工用機械	建設用機械	金属加工用機械	一般動力機械	動力クレーン等	動力運搬機	乗物	圧力容器	化学設備	溶接装置	炉・窯等	電気設備	人力機械工具等	用具	その他の装置・設備	仮設物・構築物・建設物等	危険物・有害物等	材料	荷	環境等	その他の起因物	起因物なし	分類不能	車両系木材伐出機械等	計
事故型																											
墜落・転落							3																				3
転倒																2		2									4
激突															1			1									2
飛来・落下							2																				2
崩壊・倒壊															1												1
激突され															1												1
はさまれ、巻き込まれ								1							1												2
切れ・こすれ																											0
踏み抜き																											0
おぼれ																											0
高温・低温の物との接触																											0
有害物等との接触																											0
感電																											0
爆発																											0
破裂																											0
火災																											0
交通事故(道路)								2	1																		3
交通事故(その他)																											0
動作の反動・無理な動作																		3				3					6
その他																											0
分類不能																											0
計	0	0	0	0	0	0	2	6	1	0	0	0	0	0	4	2	0	6	0	0	3	0	0	0	0	0	24
	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	8.3%	25.0%	4.2%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	8.3%	0.0%	25.0%	0.0%	0.0%	12.5%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

労働災害の推移

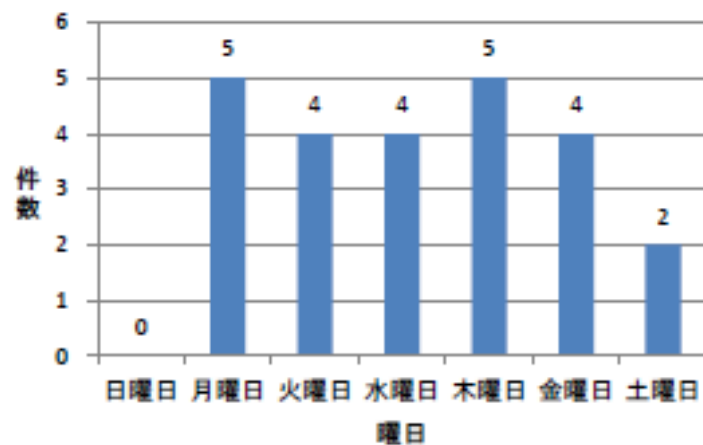


運送業労働災害発生状況

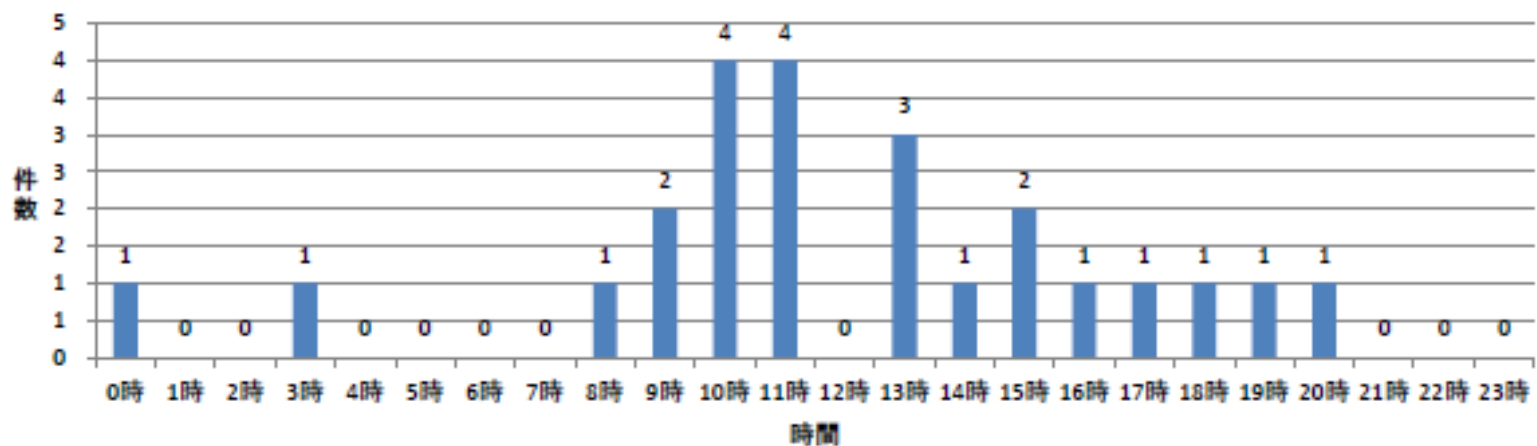
1. 月別労働災害発生状況



2. 曜日別労働災害発生状況

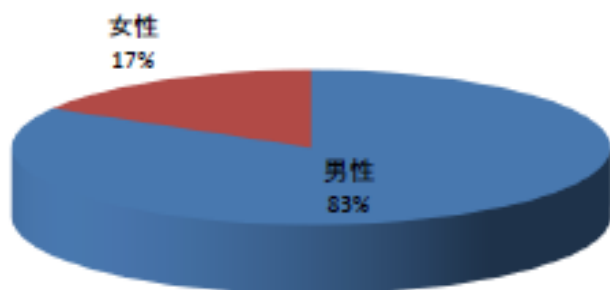


3. 時間帯別労働災害発生状況

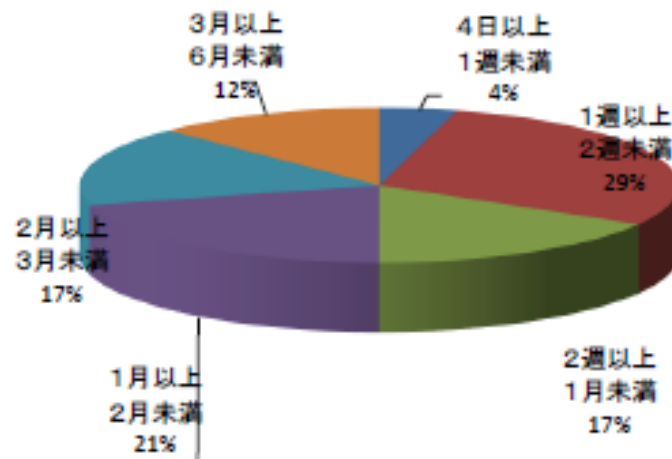


運送業労働災害発生状況

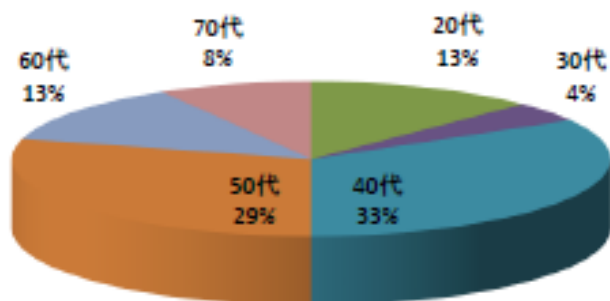
4. 男女別労働災害発生状況



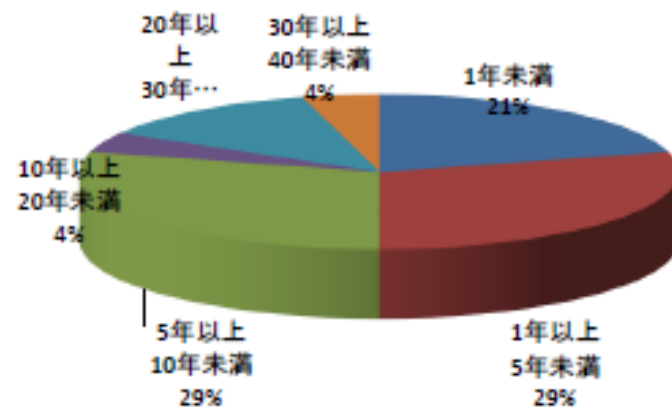
5. 休業見込み期間別労働災害発生状況



6. 年代別労働災害発生状況

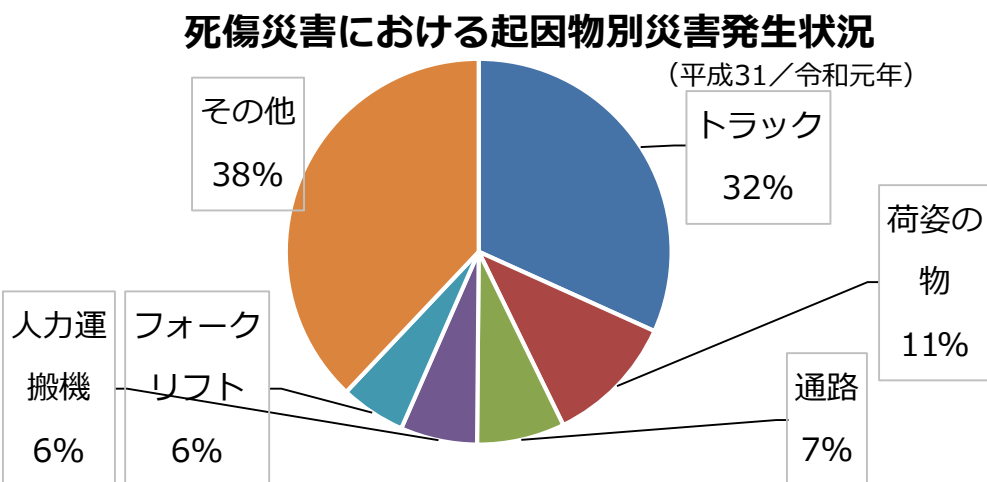
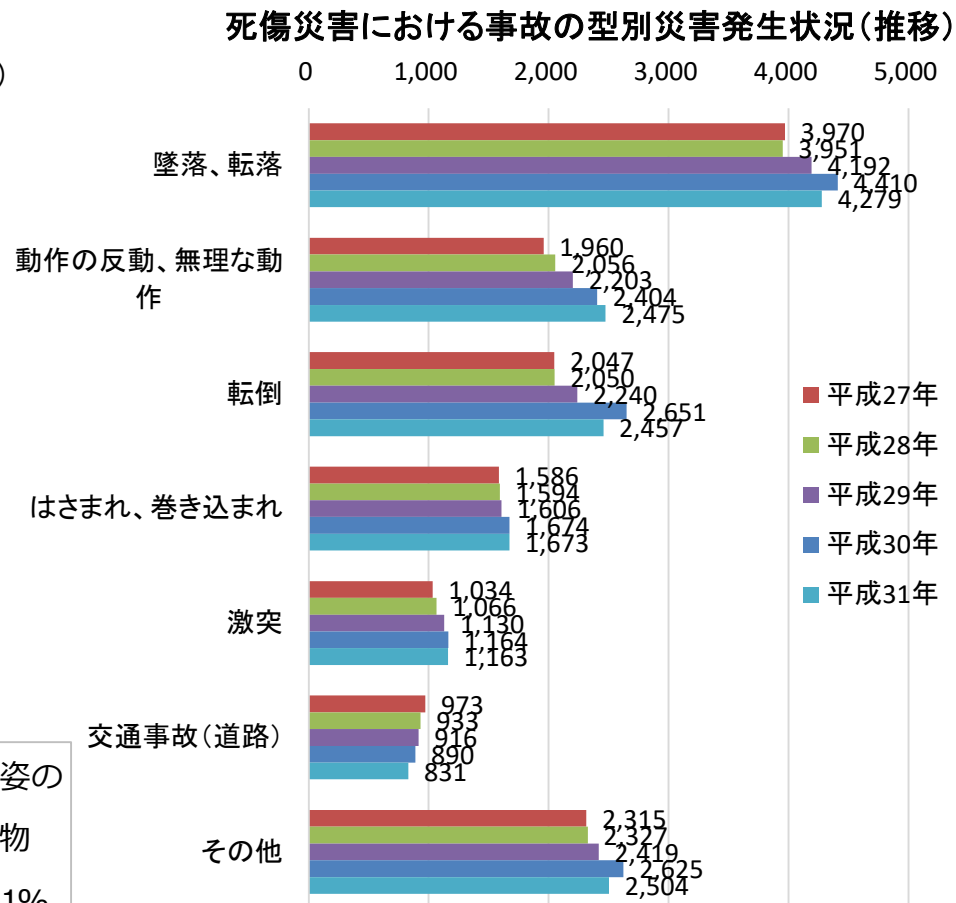
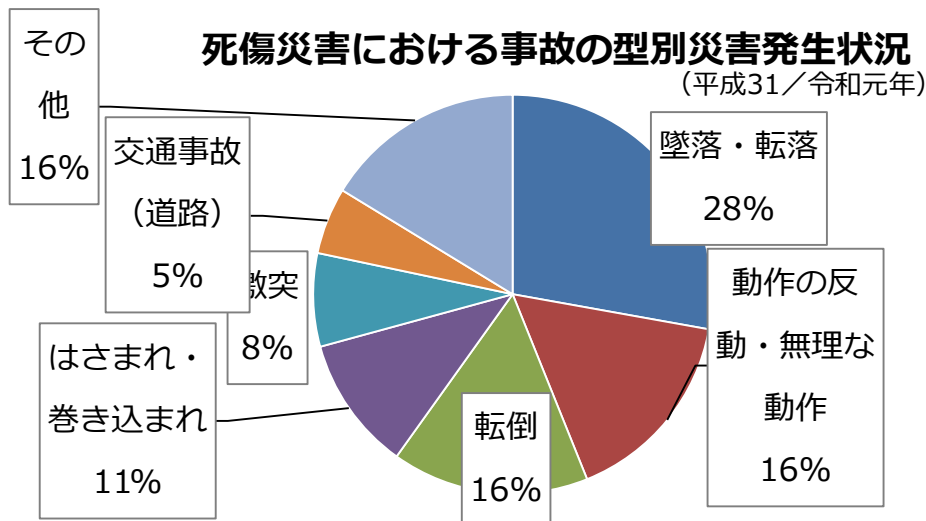


7. 経験年数別労働災害発生状況



陸上貨物運送事業における労働災害の特徴（事故の型・起因物）

- 事故の型別では「**墜落、転落**」、「**動作の反動・無理な動作**」、「**転倒**」で6割を占め、**増加傾向**。
- 起因物別では「**トラック**」による死傷者が**32%**を占め、次いで「**荷姿の物**」（**11%**）が多い。

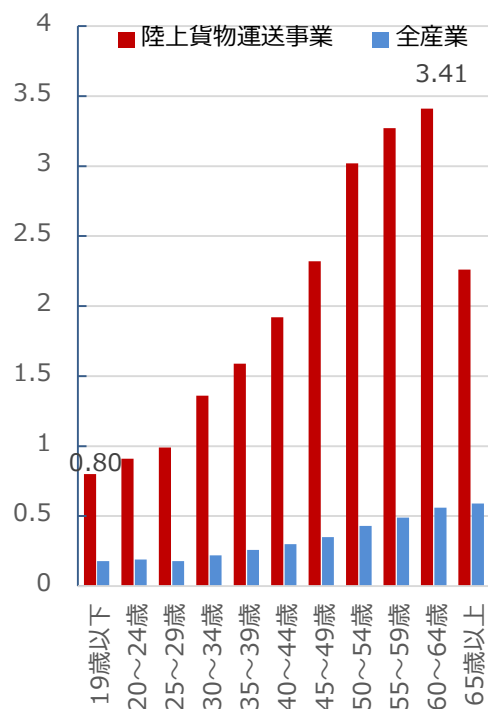


出典: 死傷者数は労働者死傷病報告

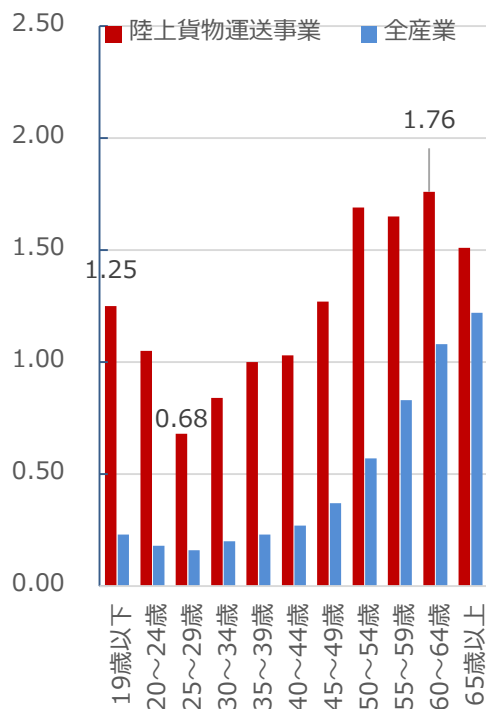
陸上貨物運送事業における労働災害の特徴（事故の型と年齢の関係）

- 事故の型によって、災害発生率が高い年齢層に違いがある

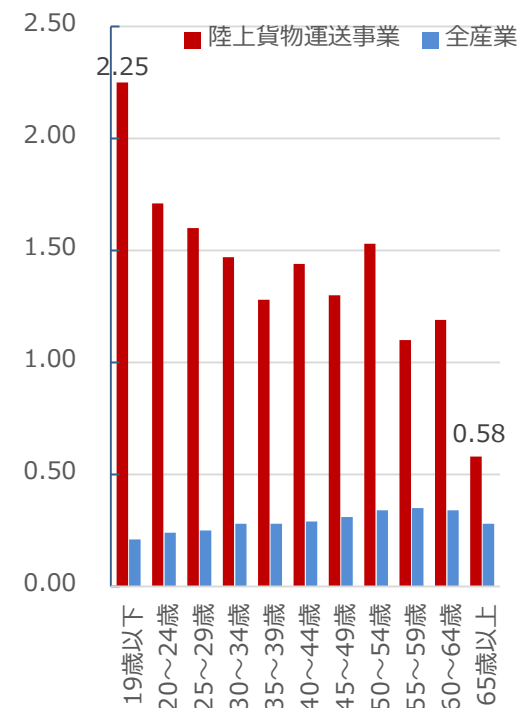
墜落・転落災害の年齢別
年千人率（2019年）



転倒災害の年齢別
年千人率（2019年）



動作の反動・無理な動作災害の年齢別年千人率（2019年）

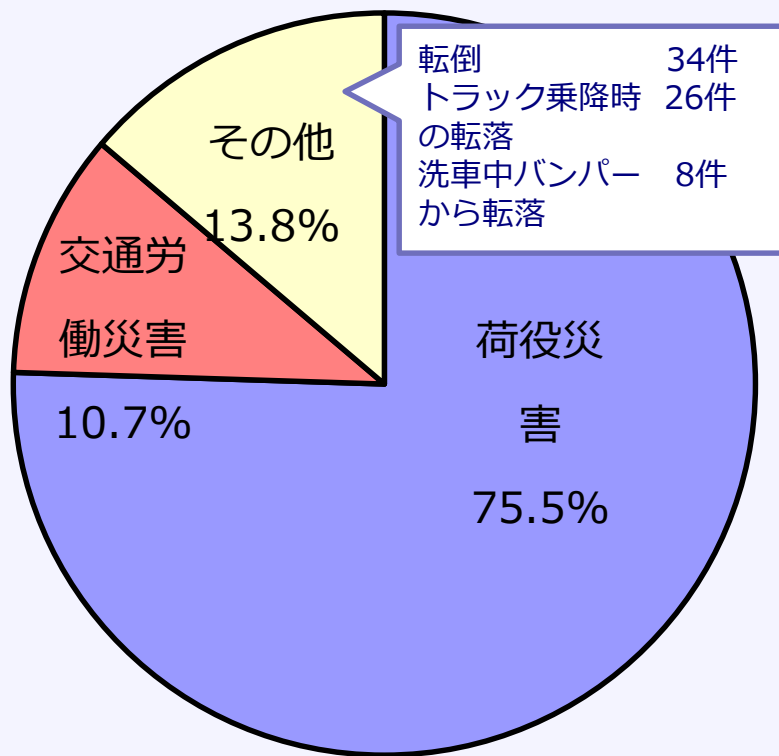


② 荷役作業時の労働災害は約70%

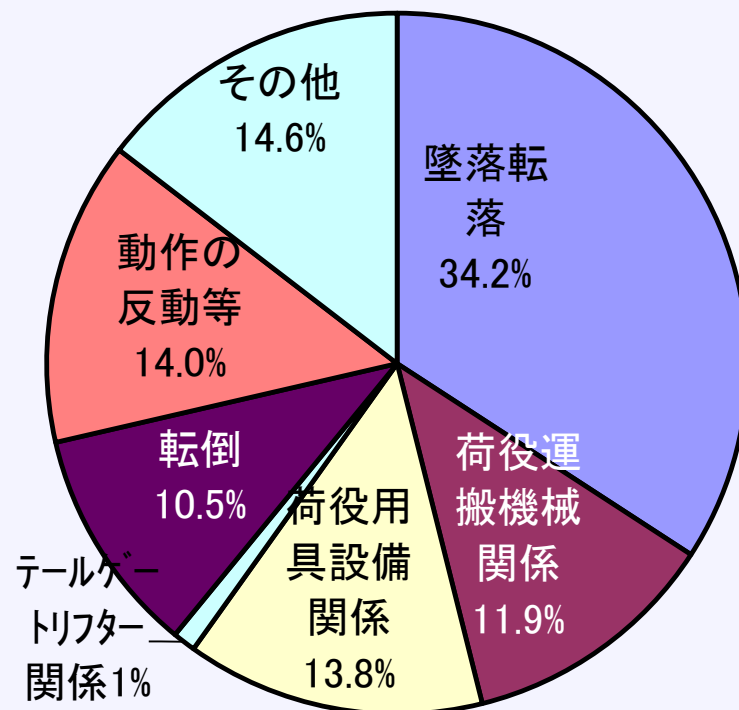
荷役災害は75%

3分の1は墜落転落

陸運業の労働災害の内訳



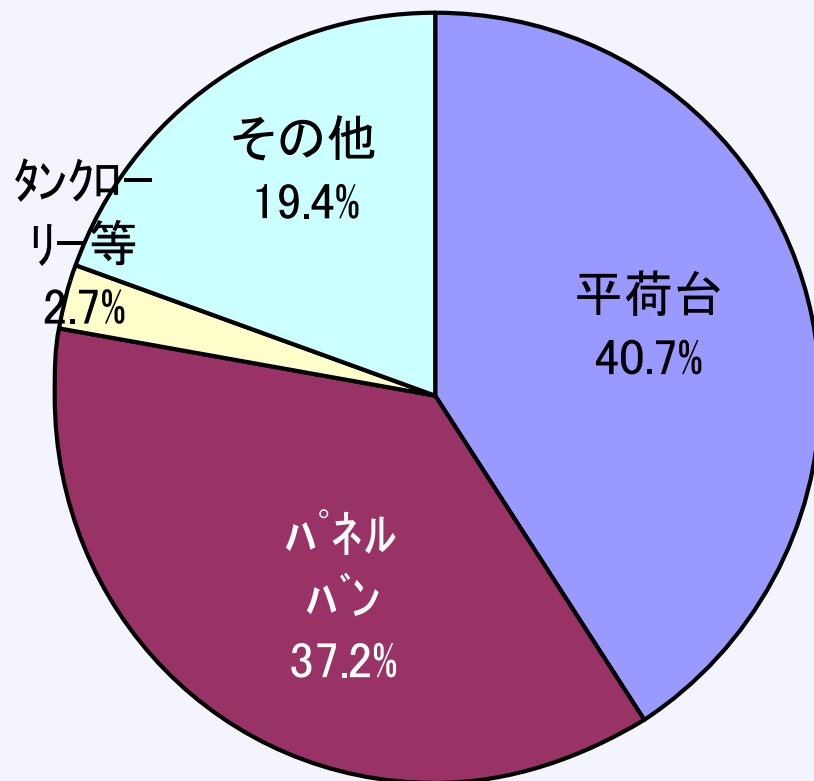
荷役災害の事故の型別等の内訳



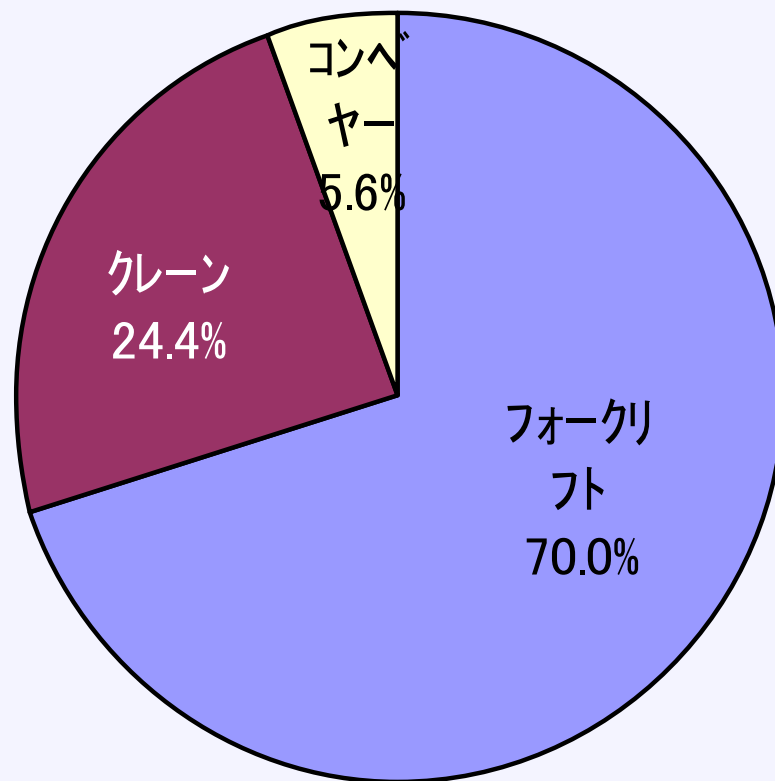
平荷台からの墜落が4割
シート掛けはずし中が多い

荷役災害の12%が
荷役運搬機械災害。
その7割はフォークリフト

トラックの荷台型式別の内訳



荷役運搬機械災害の内訳

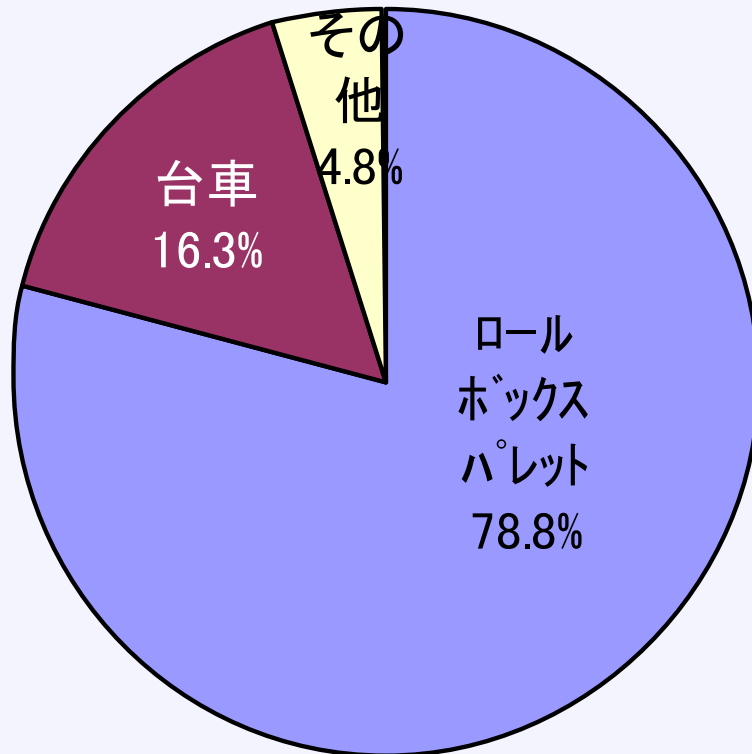


③ 荷役作業時の労働災害の発生場所は、約70%が荷主、配送先、元請事業者等の事業場

荷役用具では8割が
ロールボックスパレット

被災場所の7割は
荷主先等

荷役用具・設備災害の内訳



被災場所の分析

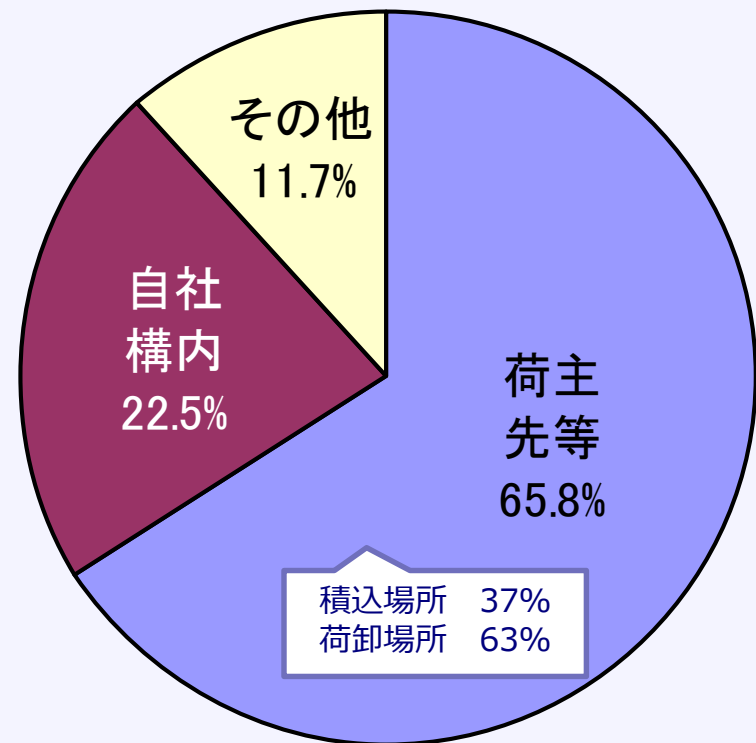


表3 墜落・転落災害（全産業）の詳細な分析（死亡・休業1か月以上）

比率(%) トラック等 の区分	①墜落・転落位置、発生位置							②被災時の荷の関与状況					③被災場所		
	荷の上 から、車 体の上 から (注)	あおり で、あお りの上か ら	荷台端 から	テール ゲート、 パワー ゲート等 から	昇降用 ステップ から	脚立等 の用具 の上か ら、その 他、(不 明)	計	荷と共 に(荷を 抱えて いて等)	荷に押 されて、 引き押 しや反 動で	荷の飛 来・崩 れで、 荷に踏 きによ り	揺れた 荷等に 危険を 感じ、 荷に滑 つて、 バラ ンスを 崩し て、踏 み外 して	荷に関 係なし・ その他 (不明)	客先・ 輸送先 の構内 で、工 事現場 で	陸運事 業者等 の自社 構内で	道路路 側帯、 その 他、(不 明)で
平荷台(ト ラック、ト レーラー)	16.0%	5.7%	33.5%	0.5%	6.1%	2.8%	64.6%	1.9%	9.9%	6.1%	23.1%	24.5%	41.0%	19.3%	4.2%
箱形荷台 (WING形 荷台、トラ ック)	5.7%	0.9%	13.2%	3.3%	1.4%	0.5%	25.0%	2.4%	4.2%	1.9%	0.5%	16.0%	18.9%	5.2%	0.9%
ダンプカ ー	0.9%						0.9%				0.5%	0.5%	0.9%		
タンクロー リー、コン クリミキサ ー、キャリ アカー等	4.2%		0.9%		3.8%	0.5%	9.4%				0.5%	9.0%	5.2%	3.8%	0.5%
合計比 率 %	26.9%	6.6%	47.6%	3.8%	11.3%	3.8%	100%	4.2%	14.2%	8.0%	24.5%	50.0%	66.0%	28.3%	5.7%

(注) 車体:タンク本体の上、屋根の上、運転席などを指す(荷台や荷台設置の特殊構造部分を除く。)

出典:愛知労働局調査(平成20年)

陸上貨物運送事業における労働災害防止のためのガイドライン

荷役作業の安全対策ガイドライン

(平成25年3月25日付け基発0325第1号)

●陸運事業者の実施事項

- 管理体制の確立
- 具体的な防止対策
 - ・墜落、転落による労働災害の防止対策
 - ・フォークリフト、ロールボックスパレット等による労働災害の防止対策
 - ・転倒による労働災害の防止対策
- 安全衛生教育の実施
- 荷主等との連絡調整
- → 『安全作業連絡書』の使用
- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
 - 運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保

連絡調整

●荷主等の実施事項

- 改善基準告示の遵守
- 陸運業者に荷役作業を行わせる場合は事前に通知
- 陸運事業者との連絡調整
- → 『安全作業連絡書』の使用
- 自動車運転者に荷役作業を行わせる場合の措置
 - 疲労に配慮した休憩時間の確保、
着時刻の弾力化
- 安全に荷役作業を行える場所、機械等の確保

荷主の
協力が
不可欠

交通労働災害防止のためのガイドライン

(平成20年4月3日付け基発第0403001号)

- 管理体制の確立等
- 適正な労働時間の管理、走行管理
 - ・走行計画の作成
 - ・点呼等の実施
 - ・荷役作業を行わせる場合の措置
 - ・運転者の疲労に配慮した十分な休憩時間の確保
 - ・荷の適正な積載
- 教育の実施
 - ・交通危険予知訓練
- 意識の高揚
 - ・交通安全情報マップの作成
- 荷主・元請事業者による配慮等
 - ・過積載運行の防止
 - ・改善基準告示の遵守
 - ・安全な走行が出来ない発注の禁止
 - ・到着時間の再設定等の措置
- 健康管理

改善基準告示：自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

【過去の判例】

- 鋼材荷積み作業補助中に鋼材にはさまれ、親指を切断した事例（札幌地裁判決昭和 62 年 8 月 27 日）
 - 被災時の作業分担から、鋼材の運搬を発注した会社（発注先会社）と、鋼材の運搬を請け負った会社（注文先会社）の従業員であるトラックの運転手（被災者）との間に、雇用関係と同様の法律関係を認めず、安全配慮義務に関する債務不履行責任は否定するも、発注先会社及び同社作業員の注意義務違反を認定して民法第 715 条の使用者責任を認定した。

民法 715 条（使用者の責任） ①ある事業のために他人を使用する者は、被用者とその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

 - ② 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。
 - ③ 前 2 項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

- 鋼材をクレーンで吊り上げトラックに積み込む作業中に、積んでいた鋼材が崩れて骨折した事例（東京地裁判決平成 8 年 7 月 31 日）
 - A 社作業現場にある鋼材をクレーンでトラックに積み込む作業をしていた A 社代表者を B 社トラック運転手が自発的に手伝っていたところ、積み込まれていた鋼材が崩れて B 社トラック運転手が被災した事故において、A 社代表者が運転手の助力を承諾し、共同で作業を行っていたという事情があるときは、A 社代表者は鋼材が崩れて、運転手が受傷しないよう鋼材の積み上げ状況を点検しつつ作業を行う注意義務があり、本件ではそれを怠った過失があると判示した。B 社に対しては、業務外の行動についてまで従業員に対し安全配慮義務や安全教育を行う義務を負わず、さらに事故が B 社の管理の及ばない場面で発生しているなどの事情があるため、B 社は損害賠償責任を負わないとした

安全作業連絡書

発 地		着 地		
積込作業月日	10月1日(月)	取卸作業月日	10月1日(月)	
積込開始時刻	9時00分	取卸開始時刻	14時00分	
積込終了時刻	10時00分	取卸終了時刻	15時00分	
積込場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミル 3. その他()	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラクターミル 3. その他()	
積 荷	品名	飲料水ダンボール箱		
	(危険・有害性)	有・ 無 ()		
	数量	100箱		
	総重量	2,000kg(20kg/個)		
	積付	1. バラ 2. パレット 3. その他()		
積 込 作 業	作業の分担	1. 荷主 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取卸作業	1. 荷主 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
	作業員数	1名	作業員数	2名
	使用荷役機械	有 ・無 1. フォークリフト 2. その他()	使用荷役機械	有 ・無 1. フォークリフト 2. その他()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他()	
<p>その他特記事項 ※「安全靴、保護帽を着用のこと」など安全上の注意等を記入すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・取卸作業では安全靴、墜落時保護用保護帽を必ず着用すること。 ・積込作業は荷主側が行うので荷台には乗らないこと。 ・取卸作業は共同作業となるので、着地荷主側で選任されている作業指揮者の指示に従うこと。 				

(注) 参考のため、厚生労働省通達で示された「安全作業連絡書」に記載例を追加した。

周知用リーフ「荷役作業の安全確保が急務です！」

周知用リーフはコチラ: <https://www.mhlw.go.jp/content/000729304.pdf>

陸上貨物の荷主、配送先、元請事業者等のみなさま

荷役作業の安全確保が急務です！

陸上貨物運送事業における労働災害が高止まりしています。新型コロナウイルス感染症拡大により配達需要の増加が見込まれる今、一人ひとりが安全に安心して働けるよう、安全対策に取り組みましょう！

陸上貨物運送事業における労働災害の傾向

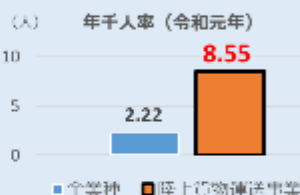
災害は増加傾向

毎年約15,000人が被災しています。



発生率が他業種の4倍

働く人1,000人あたりの死者数(8.55人で、全産業平均2.22人と比較しても高い数値です。



半数が休業1か月以上

荷役作業中の墜落(転落)など、重篤な災害が多く発生しています。

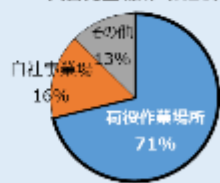
休業見込み日数 (令和2年12月速報)



7割が荷役作業で発生

毎年約10,000件の災害が荷役作業場所で発生しています。

災害発生場所 (H28)



災害防止のためには、荷主、配送先、元請事業者等の皆様の取組が不可欠です！
➡ 安全対策ができていないか裏面のチェックリストで確認

荷役作業の安全対策チェックリスト

(「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」より)



① 貴社の荷役場所を安全な状態に

- 荷の積卸しや運搬機械、用具等を使用するための十分な広さを確保している
- 十分な明るさで作業している
- 着時刻の分散など混雑緩和の工夫をしている
- 荷や資機材の修理整備をしている
- 風や雨が当たらない場所で作業している

② 墜落、転倒、腰痛等の対策

- 墜落や転落を防ぐ対策をしている (手すりやステップ、墜落制止用器具取付設備(親綱等)の設置等)
- つまづきやすい、滑りやすい場所の対策をしている (床の段差・凹凸の解消、床面の防滑、防滑靴の使用等)
- 人力で荷を扱う作業では、できるだけ機械・道具を使用している

③ 陸運事業者との連絡・調整

- 荷役作業を行わせる陸運事業者には、事前に作業内容を通知している
- 荷役作業の書面契約をしている
- 配送先における荷卸しの役割分担を安全作業連絡書等で明確にしている
- 安全な作業を行えるよう余裕を持った着時刻を設定している

現場で取り組まれている好事例

(「陸上貨物運送事業における労働災害防止対策好事例集(租戸労働基準監督署)」より)



墜落・転落防止：昇陸台の併入



墜落・転倒防止：準備体操の実施



墜落・転倒防止：三点支持の徹底

現場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト



長時間労働の解消等のためには、荷主との理解と協力が不可欠です。

※トラック運送事業者の法令違反行為に荷主の関与が判明すると荷主勧告を発動し、「荷主名」及び「事案の概要」が公表されます。



詳細は国土交通省リーフレットを参照
<https://www.mlit.go.jp/common/001296713.pdf>



【事例1-1】 検査用プラットフォームの設置

この事例の導入目的	トラックの荷台、あおりで行っていた製品出荷前検査を、プラットフォーム上で行うことにより、荷台からの墜落・転落災害を防ぐことができる。
設置にかかるコスト	☆(高い)
災害防止の効果	☆☆(効果高い) ※横を横ざんにすると、安全帯を取り付けての移動も一部可能となり、効果が一層高くなる。
導入のしやすさ	☆☆(やや場所を取る。)
この事例の優れている点	プラットフォーム側にも鉄柵を設け、墜落・転落を防止する措置が講じられていること。



プラットフォーム拡大図



【事例1-3】 固定式作業台、移動式作業台の設置

この事例の導入目的	トラック荷台からの墜落・転落防止
設置にかかるコスト	①固定式作業台 ☆(かなりコストがかかる) ②移動式作業台 ☆(かなりコストがかかる)
災害防止の効果	①固定式作業台 ☆☆☆(転落防止にかなりの効果がある) ②移動式作業台 ☆☆☆(転落防止に効果がある)
導入のしやすさ	①固定式作業台 ☆☆(設置場所のスペースが必要) ②移動式作業台 ☆☆(移動できるが保管スペースが必要)
この事例の優れている点	①固定式作業台: 作業台の面積が広いので、作業がしやすく効果は大きい。 ②移動式作業台: 駐車位置を選ばずに移動できる。

【固定式作業台】



誘導ラインに沿って車両を停止させた後、据付けの作業台の踊り場まで昇り可倒式の踊り場を倒す方式。



【移動式作業台】



キャスターの付いた作業台を移動して、キャスター部に装着されているストッパーで固定して、昇降する。



【事例1-5】高所作業台の設置

この事例の導入目的	トラック荷台からの墜落、転落防止
設置にかかるコスト	☆☆(ややコストがかかる)
災害防止の効果	☆☆☆(効果は高い)
導入のしやすさ	☆☆(設置場所が必要)
この事例の優れている点	<ul style="list-style-type: none"> 作業台に網があるので、落下のリスクが大幅に減る 搬入側にも扉があるので、荷物の落下も防ぐことができる



【事例1-6】プラットフォーム上の複合的安全設備

この事例の導入目的	トラック荷台からの墜落・転落防止
設置にかかるコスト	☆(コストはかかる)
災害防止の効果	☆☆☆(大いに効果が期待できる)
導入のしやすさ	☆(スペースが必要)
この事例の優れている点	設備を複合的に組み合わせることによって、墜落・転落災害を防止することができる



【事例2-2】 安全帯取り付け設備の設置

この事例の導入目的	車上での作業及びシート撤去時の墜落・転落防止
設置にかかるコスト	☆(ややコストがかかる)
災害防止の効果	☆☆(効果は大きい)
導入のしやすさ	☆☆(省スペースであり、設置は容易)
この事例の優れている点	作業性が損なわれることなく、墜落、転落を防止する目的に大いに力を発揮する。



【事例2-4】 スライドレール型安全帯取り付け設備

この事例の導入目的	タンクローリー等長い荷台からの墜落・転落防止対策
設置にかかるコスト	☆☆(ややコストがかかる)
災害防止の効果	☆☆(効果は大きい)
導入のしやすさ	☆☆(設置スペースに余裕があれば)
この事例の優れている点	ローリー上部の作業スペースは狭く、墜落・転落の危険が高いが、スライド型安全帯の取り付けによって端から端まで安全性を高めることができる。



【事例2-5】転落時の受けネット設備	
この事例の導入目的	荷台上で作業をしなければならない場合、転落した場合の受けネット
設置にかかるコスト	☆☆(さほどコストはかからない)
災害防止の効果	☆☆(一定の効果はある)
導入のしやすさ	☆☆(場所があれば)
この事例の優れている点	安全帯が取り付けられない箇所で、どうしても荷台上で作業をしなければならない場合に有効。



【事例2-6】複数の墜落防止設備(安全帯、セーフティブロック、飛散防止ネット、昇降設備)	
この事例の導入目的	トラック荷台からの墜落・転落を複数の設備の組合せによって防止する。
設置にかかるコスト	☆(コストがかかる)
災害防止の効果	☆☆☆(効果は非常に高い)
導入のしやすさ	☆☆(設置に手間がかかる)
この事例の優れている点	複数の設備を組み合わせることによって、より高いレベルでの災害防止が期待できる。



【事例4-1】ドックレベラーの設置

この事例の導入目的	トラック荷台とプラットホームの段差が大きい場合、墜落・転落を防止するために設置されている。
設置にかかるコスト	☆(高価である)
災害防止の効果	☆☆(荷の移動が安定するが、傾斜によるリスクは残る)
導入のしやすさ	☆☆(ヤードの奥行が必要、重さがある。)
この事例の優れている点	段差の解消により、荷の移動が格段に良くなり、無理な作業がなくなる。



【事例4-2】荷台高さ調整用の「後輪載せ台」の使用

この事例の導入目的	荷主のプラットフォームと陸運事業者のトラックが荷卸しをする際に、転倒や無理な動作による災害を防ぐ。
設置にかかるコスト	☆☆☆(安価である)
災害防止の効果	☆☆(プラットホームとの段差を緩和できるが、後輪のみのため荷台に傾斜が生ずる。)
導入のしやすさ	☆☆☆(しやすい)
この事例の優れている点	簡易に設置でき、車両の種類によっても対応可能。



【事例5-1】車道と歩道者の通行帯の分離

この事例の導入目的	車道と歩道を区別することにより、車と人との接触のリスクを低くする。
設置にかかるコスト	☆☆☆(安価で設置できる)
災害防止の効果	☆(一定の効果が見込める)
導入のしやすさ	☆☆☆(容易に設置できる)
この事例の優れている点	通行帯のラインのみでなく、ポールを立てることにより、車からの通行帯の視認性が高い。



【事例5-5】通行帯の分離

この事例の導入目的	歩行者と荷役運搬機械との通路を分離し、接触事故を防止する
設置にかかるコスト	☆☆☆(安価で設置できる)
災害防止の効果	☆☆(効果が期待できる)
導入のしやすさ	☆☆(導入は容易)
この事例の優れている点	判別しやすい色分けで意識づけができる。ルールを徹底するよう周知、教育が必要。



【事例 5-11】フォークからの荷物落下防止用アタッチメント		【事例5-12】床面の防滑加工	
この事例の導入目的	キャスター付きの荷の落下を防止する	この事例の導入目的	転倒災害の防止
設置にかかるコスト	☆☆(ややコストがかかる)	設置にかかるコスト	☆(ややコストがかかる)
災害防止の効果	☆☆(ロールボックスによる災害の防止に効果あり)	災害防止の効果	☆☆(一定の効果がある)
導入のしやすさ	☆☆(特別注文品)	導入のしやすさ	☆☆
この事例の優れている点	人力部分の介入を少なくすることで、ロールボックスによる災害を減らす	この事例の優れている点	<ul style="list-style-type: none"> ・常時濡れている場所では特に効果がある ・防滑用の靴と組み合わせれば、効果はさらに高くなる
			
			